

## 平成28年度事業計画

### 《基本方針》

産業構造が変わるなか、非正規雇用という働き方が全労働者の4割に達し、働いても困窮から抜け出せない人たちが大きな層として存在しています。また、家族や地域とのつながりも薄れ、誰ともつながることができず身をひそめるように生きる人が増えてます。

社会福祉協議会は、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげる団体として位置づけられています。

こうした中、住民の様々な生活課題が身近な地域の中で見いだされ、解決に結びつくように専門職と地域住民が協働しての自立支援や「地域づくり」をする仕組みづくりの整備が求められています。

本会では社会福祉法に規定された公共性の高い民間団体として、さまざまな社会参加の場や居場所を無数につくり出し、ともしつながり、支え合う地域づくりも視野に入れて「地域力を高め、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を活動理念に掲げ、地域住民を始め、民生児童委員や社会福祉関係機関・団体、ボランティア及び保健・医療等の関係領域と連携を図りながら、相馬市総合福祉センター（愛称：はまなす館）を活動の拠点として、次の実施項目の事業に取り組んでまいります。

### 《実施項目》

#### 1 組織体制充実と活動強化の推進

- (1) 理事会、監事会及び評議員会の機能強化に努めます。
- (2) 役員としての必要な知識を習得するため、各種研修会等に派遣し運営の適正化に努めます。
- (3) 事務局組織体制の整備・拡充に努めます。
- (4) 地域住民の生活課題に立脚した福祉活動を積極的に展開し、住民参加による更なる地域福祉の推進を図ります。
- (5) 行政区長、民生児童委員及び福祉関係機関・団体、ボランティア及び関連領域の機関・団体等との連携を密にして組織の充実に努めます。
- (6) 地域福祉・在宅福祉活動の中核となる職員の専門性を高めるため、各種の研修会・講習会に派遣して資質向上を図ります。また、社会福祉士及び介護支援専門員等の資格取得を奨励します。

#### 2 財政基盤の確立

- (1) 社協の自主財源である一般会費、特別会員、法人・団体会員及び賛助会員の加入促進を図ります。

* 一般会員	年額	1世帯	500円
* 特別会員	年額	1口	1,500円
* 法人・団体会員	年額	1口	5,000円
* 賛助会員	年額	1口	10,000円
- (2) 市民に対して善意の抛出思想の高揚を図り、自主財源及び社協“社会福祉基金”の確保に努めます。
- (3) 公費（市補助金・市委託金）の導入を積極的に図ります。
- (4) 活動の財源となる共同募金運動を積極的に展開します。
- (5) 介護保険事業の積極的運営と事業の健全なる経営に努めます。
- (6) 社協活動の資金作りのための事業を推進します。

#### 3 市民のしあわせを高めるための活動

- (1) 総合福祉センターの管理運営《市指定管理事業》（別紙事業計画の通り）

住民が主体となる地域福祉の推進と高齢者福祉の拠点としての総合的な福祉の向上を図ることを目的とした「相馬市総合福祉センター」の相馬市が設置する公の施設の指定管理者の指定を受けて、適正な管理・運営に努めます。

総合福祉センターでは、市民に様々な福祉情報を提供するとともに、福祉に携わる関係者の研修等の場として、多目的ホールや会議室等の貸館業務を行います。

- (2) 生活援助資金貸付事業

低所得者に対して、緊急かつ一時的な生活資金として小口資金の貸付けを行います。

- |        |         |
|--------|---------|
| * 貸付額  | 30,000円 |
| * 償還期間 | 6ヶ月以内   |

- (3) 生活福祉資金貸付事業《県社協委託事業》

他の貸付制度が利用できない低所得者や高齢者、身体障がい者の自立・生活の安定を目的として、厚生労働省の要綱に基づき、資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金等、緊急小口資金：資金の内容により貸付金額及び償還期間等が異なります。）の貸付の相談及び受付を行います。

(4) 日常生活自立支援（愛称：あんしんサポート）事業《**県社協補助事業**》

認知症高齢者や障がい者で、福祉サービスの利用について、自己の判断で適切に行うことが困難である方を対象として、契約に基づき、適切な利用のための一連の生活支援を公的な制度でお手伝いをする事業です。

事業の普及啓発並びに利用希望者への初期相談から契約、支援を行い、利用者が安心して住み慣れた地域で暮らせるように努めます。

◇事業の内容

- \*福祉サービスの情報提供や利用の支援
- \*生活に必要な金銭の預かりや金融機関から出し入れの支援
- \*公共料金等支払の支援
- \*書類等の預かりの支援
- \*日常の見守り支援等

(5) 生活困窮者自立支援（生活サポート相談センター）事業《**市受託事業**》

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、市内における自立・就労支援等に関する課題を把握し、生活困窮者支援の取り組みを行う事業です。

◇事業の内容

- \*支援対象者の生活及び就労に関する相談及び支援
- \*各種支援制度の利用に関する連絡・調整等
- \*生活支援のためのフードバンクの実施
- \*支援調整会議や検討委員会及び結果報告会の開催

(6) 権利擁護・ほっとネット協力員養成講座事業《**共同募金配分事業**》

権利擁護の視点をもった地域住民を養成し、地域での見守り機能の向上を目的とする養成講座を開催します。

また、本会が行う日常生活自立支援事業の担い手（生活支援員）の養成につなげていきます。

(7) 各種相談事業

心配ごとや悩みごと及び法律に関する相談等の解決のために、市民の身近な相談場所として定期的にふれあい総合相談所を開設し、市民の福祉の向上に努めます。

①無料法律相談の開設《**共同募金配分事業**》

毎月第1金曜日の午後1時30分から午後4時30分まで〈1人30分以内〉（その日が祝日の場合は、本会が指定する日）に総合福祉センター相談室で開設します。【要予約】

②心配ごと相談の開設《**市補助事業**》

5月から12月までの第2水曜日に各地区公民館を会場に午後1時30分から午後4時まで出前相談会を開きます。常設相談として、毎月第4水曜日と4月、1月から3月までの第2水曜日の午後1時から午後4時まで（その日が祝日の場合は、本会の指定する日）に総合福祉センター相談室で開設するとともに電話相談（土曜・日曜日を除く。）を行います。

4 広報啓発活動の充実

(1) 社協だよりの定期的な発行（年6回）を行います。

(2) 要援護者の実態調査を実施して、各種要援護者の実態把握及び対象者のニーズに対応した事業の企画に努めます。

(3) 多額寄附者（団体）及び永年勤続の役員等に対する顕彰を目的とした「社協感謝のつどい」の開催に努めます。

5 社会福祉事業の推進

(1) 地域福祉・在宅福祉事業

①在宅福祉・地域福祉活動団体との連絡調整会の開催を行います。

②先進地社協視察研修を実施して、役職員等関係者の資質向上に努めます。

③福祉出前講座の開催

市民を対象に福祉について更に理解を深めるため、職員等を派遣して次の内容の「福祉出前講座」の開催に努めます。（1団体10名以上で開催。会場は申込者側で準備。）

講座名	講座の内容	対象者
目の不自由さ・車椅子体験講座	アイマスクや車椅子での体験を通して、助け合いや支え合いについて学びます。	小学4年生以上
高齢者疑似体験講座	耳栓や特殊メガネ、手足の重りなどを装着して、高齢者（75～80歳）の身体的機能低下や心理的变化を体験し、高齢者への理解を深めます。	
介護講座	在宅で安心して介護を続けるための移動の仕方や介護の心構えなどを学びます。	中学生以上

認知症サポーター養成講座	認知症の人やその家族を温かく見守るために、寸劇や説明を通して、認知症に対する正しい理解を深めます。	中学生以上
--------------	---	-------

(2) 民生委員児童委員協議会活動

①地域福祉・在宅福祉の担い手である民生委員児童委員活動の充実強化のため、各種の福祉情報と各種資機材の提供に努めます。

②民生児童委員協議会の運営を行うとともに、研修会の開催を通じて民生委員・児童委員としての資質向上を図ります。

(3) “社協感謝のつどい「はまなす館まつり」”事業《市補助事業・共同募金配分事業》

市民に対して、福祉への理解と関心を高めるための“社協感謝のつどい「はまなす館まつり」”(シルバー・障がい者作品展、福祉機器相談会等)を開催するとともに、事業の内容の充実を図ります。

(4) 災害時支援活動等の推進

災害への備えや対応は、行政や関係機関だけではなく、地域住民が協力して取り組まなければなりません。自力では避難や移動が困難な高齢者や障がい者などの日常的な見守りと、災害時における支援活動の基盤づくり等を推進します。

(5) 第70回福島県社会福祉大会への参加(郡山市にて開催)

6 生活復興ボランティアセンター《県社協委託事業》

東日本大震災における被災者の生活復興支援のため、関係機関や団体と連携を図りながら、応急仮設住宅や県借り上げ住宅及び災害市営住宅で引きこもりや孤立を防止するため、生活支援相談員による見守り、相談、保健・福祉制度等の情報提供、被災者を中心とした交流の場づくり等の事業に取り組み、被災者の復興に向けた支えあいと福祉向上の推進を図ります。

7 高齢者福祉事業の推進

(1) 地域包括支援センター事業《市受託事業》

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、要介護状態にならないような予防対策から、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを変化に応じて切れ目なく提供するための総合相談や援助を行います。

また、保健・福祉・医療との連携による包括的な支援により、生活の安定と心身機能の維持向上に繋げることにより、高齢者並びにその家族等の福祉向上を図るための事業を行います。

(2) 生活支援体制整備事業《市受託事業》【新規事業】

介護保険制度によるサービスだけでは解決できない多様なニーズに対応するとともに“つながり”や“役割”を通して社会的孤立を防ぐため、住民主体の助け合い活動や生活支援サービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターを配置して、協議体の設置に取り組むとともに、地域内のコミュニティの再構築を図るための事業を行います。

(3) 認知症施策推進事業《市受託事業》【新規事業】

認知症の人やその家族の状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるような関係機関との連携体制の構築を図るために認知症地域支援推進員を配置します。また、地域住民に対して認知症に対する正しい理解と支援を行うための“認知症サポーター養成講座”を積極的に行います。

(4) 食事サービス事業《市補助事業》

虚弱な独居老人や高齢者世帯の安否確認と健康管理のため、週1回配食する食事サービスの充実に努めます。

(5) 老人クラブ連合会事業

- \* 事務局の支援(運堂及び経理)
- \* 高齢者スポーツ大会の開催
- \* 老人クラブ芸能交流会の開催
- \* 老人クラブ連合会会長杯パークゴルフ大会の開催

(6) 福祉バス運行事業《共同募金配分事業》

単位老人クラブ、福祉団体及びボランティア団体等が行う事業、又は大会・研修会等へ参加するために福祉バスの貸し出しを行います。

(7) ふれあい電話訪問事業《共同募金配分事業》

一人暮らしで閉じこもりがちな高齢者に対して、孤立と不安解消のため、ボランティアによる「ふれあい電話訪問」を行い、利用者の安否の確認などに努めます。

(8) ふれあい会食会事業《市補助事業・共同募金配分事業》

一人暮らしの高齢者に生きがいを与えるための「ふれあい会食会」の開催と内容の充実に努めます。

(9) 車椅子同乗軽自動車貸出事業《市補助事業・共同募金配分事業》

市内に居住し、自力で歩行が困難な高齢者に対して、病院への通院や外出等を支援するために車椅子同乗軽自動車の貸し出しを行い、高齢者福祉の増進、社会参加の促進並びに介護家族の身体並びに精神的な負担の軽減を図ります。

(10) 骨太公園を活用した介護予防事業 《市補助事業》【新規事業】

骨太公園（刈敷田地内）に設置している器具を活用し、ADL向上を目的とした身体機能の向上や社会参加の促進を図ることを目的に事業を行います。

\*開催期間…6カ月

\*開催曜日…週2回（曜日未定）

8 児童福祉事業の推進

(1) 児童生徒のボランティア協力校事業 《共同募金配分事業》

児童・生徒を対象に社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕・社会連帯の精神を培うとともに、福祉教育推進のためのボランティア協力校への助成を行います。

(2) 地域子育て支援事業への協力

地域において、施設社会福祉法人や主任児童委員が地域住民とともに行う子ども子育て支援活動や児童虐待防止等の活動に対して支援を行います。

9 障がい者福祉事業の推進

(1) 手話講習会開催事業 《市受託事業》

聴覚障がい者と健聴者が互いに意思の疎通を図り、交流を通じて、聴覚障がい者への理解を深めることを目的とした「市民手話講習会」を開催いたします。

\*期 日 … 未 定

\*会 場 … 相馬市総合福祉センター

(2) 手話奉仕員養成（基礎課程）事業 《市受託事業》

手話通訳が必要な聴覚・言語障がい者に対して、社会参加を図るうえで又は日常生活において、情報収集及び意思伝達の手段を確保するための手話通訳者及び奉仕員を養成することを目的とした「手話奉仕員養成（基礎課程）講座」を開催いたします。

\*期 日 … 未 定

\*会 場 … 相馬市総合福祉センター

(3) 点訳奉仕員養成（初級課程）事業 《市受託事業》

視覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対して、点訳の指導を行うことにより点訳奉仕員を養成し、もって視覚障がい者の福祉・文化の増進を図ることを目的とした「点訳奉仕員養成（初級課程）講座」を開催いたします。

\*期 日 … 未 定

\*会 場 … 相馬市総合福祉センター

(4) そうま障がい者相談支援センター事業 《市受託事業》

市内に居住する障がい児者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障がい者や障がい児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう指定計画相談支援等を行います。

(5) 声の広報事業 《市補助事業・共同募金配分事業》

目の不自由な方に対し「声の広報」として、広報そうま（お知らせ版含む）や社協だより等を録音したテープの配付を行います。

(6) 車椅子同乗軽自動車貸出事業（再掲） 《市補助事業・共同募金配分事業》

市内に居住し、自力で歩行が困難な重度の障がい者に対して、病院への通院や外出等を支援するために車椅子同乗軽自動車の貸し出しを行い、障がい者福祉の増進、社会参加の促進並びに介護家族の身体並びに精神的な負担の軽減を図ります。

(7) 身体障がい者福祉社会事業

\*事務局の支援（運営及び経理）

\*心身障がい児者体育大会の開催

10 ボランティア養成研修事業の推進

(1) サマーボランティアスクールの開校 《共同募金配分事業》

中学生、高校生及び専門学校生等を対象に「サマーボランティアスクール」を開校し、社会福祉施設等でのボランティア（業務体験：2日間程度）をさせ、福祉への理解を図るとともに、社会奉仕・社会連帯の精神を培わせ、その体験の感想を文集にした「ちいさな一歩」の発行を行います。

(2) ボランティア養成研修事業

地域で支える福祉ボランティアサービスに対する理解を深めるため、実践者をボランティアフェスティバルへ派遣して「福祉の人づくり」を図ります。

(3) 福祉体験（高齢者等疑似体験など）教室事業 《共同募金配分事業》

小学生・中学生等を対象として、高齢者疑似体験セットやアイマスク・盲人用杖などを使用して、高齢者や障がい者への理解を深め、高齢者や障がい者に対して自分にできることを進んで行おうとする心を育てるための「福祉体験教室」の開催や、要請のあった小学校や中学校等へ職員を派遣します。

## 1.1 介護保険事業の推進

### (1) 居宅介護支援（相馬市在宅介護支援センター）事業

介護支援専門員が要介護者からの相談に応じ、その方の心身の状況等に応じて必要なケアプランを作成し、適切な福祉サービスが利用できるよう市町村、居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

また、地域包括支援センターから委託を受けた要支援者の介護予防ケアプランも作成し、全ての契約者が、福祉サービスを利用しながら安心した日常生活を営むのに必要な援助を行う事業を実施します。

### (2) 通所（介護予防通所）介護（デイサービスセンター）事業

在宅の要支援及び要介護の認定を受けた高齢者に対し、日常生活の動作能力に応じ、身体介護サービス（排泄・移動等の介助等）と健康状態の確認、送迎、入浴及び食事の介護、その他全般にわたる援助を適切な介護技術をもって提供するとともに、利用者及びその家族等の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う等の事業を実施します。

## 1.2 第三者委員（苦情解決取扱）活動の推進

苦情解決取扱規程に基づく第三者委員の活動として、本会が行う事業のデイサービスセンター利用者との交流を図りながら、利用者からの事業に対する苦情や要望等を聞き取り、利用者に対してより良いサービスを提供することを目的とした活動を推進する。

\*訪問回数 年4回予定

## 1.3 日本赤十字社活動の推進

(1) 赤十字思想の普及と社員増強運動の推進に努めます。

(2) 赤十字奉仕団及び赤十字有功会の事務局の運営並びに支援を行います。

(3) 赤十字奉仕団、献血推進協議会及び赤十字有功会に対する助成を行います。

(4) 罹災者（世帯）に対する救援物資（毛布・バスタオル等）の支給を行います。

## 1.4 共同募金委員会活動の推進

(1) 共同募金、歳末たすけあい募金の啓蒙と活動の推進を図ります。

(2) 歳末たすけあい運動を実施します。

(3) 罹災者（世帯）に対する災害見舞金の支給を行います。

## 1.5 その他の活動

(1) 福祉団体及びボランティア団体等に対する協力を行います。

(2) 各種福祉団体等に対する運営費の助成を行います。

(3) 本会で運営している福祉団体等の事務局についての見直しを行います。